

沖縄振興特定事業推進費をめぐる動向と論点

藤生 将治

(第一特別調査室)

1. はじめに
2. 沖縄振興特定事業推進費をめぐる動向
 - (1) 経緯
 - (2) 事業の概要
 - (3) 予算の動向
 - (4) 交付決定の状況
3. 沖縄振興特定事業推進費をめぐる論点
 - (1) 沖縄振興特別措置法との整合性
 - (2) 予算の積算根拠
 - (3) 交付対象の選択基準
4. おわりに

1. はじめに

「沖縄振興特定事業推進費」（以下「推進費」という。）は、平成 31 年度沖縄振興予算¹において、新規事業として 30 億円が予算計上されたものであり、沖縄の直面する課題に対して「沖縄振興特別推進交付金」（以下「ソフト交付金」という。）を補完し、迅速、柔軟に対応するため、市町村等（市町村と密接に連携する民間事業者を含む）が実施する事業に要する経費の一部を補助するものである。

推進費については、令和 2 年度予算においても 55 億円（前年度比 25 億円増）が計上され、その事業の拡充が図られている一方、推進費が補完するとしているソフト交付金を含めた「沖縄振興交付金」（以下「一括交付金」という。）は、ピークとなった平成 26 年度以降減額が続き、令和 2 年度における一括交付金全体では 1,014 億円（前年度比 79 億円減、

¹ 沖縄振興予算とは、沖縄振興を実施するため、内閣府沖縄担当部局が一括して計上する予算を指す。沖縄振興を総合的かつ計画的に推進するため、沖縄県以外の都道府県では各省庁が個別に計上する公共事業等の費用等も含めて、内閣府沖縄担当部局が一括して計上する仕組みとなっている。

平成 26 年度比 745 億円減)、そのうちソフト交付金としては 522 億円 (前年度比 39 億円減、平成 26 年度比 304 億円減) が計上され、沖縄振興予算における推進費の存在感が相対的に増してきている。

そこで、本稿では、推進費をめぐる動向として、設けられた経緯、事業の概要、その予算の動向、交付決定の状況を概観した後、推進費をめぐる論点として、一括交付金の動向等を踏まえつつ、沖縄振興特別措置法 (以下「沖振法」という。) との整合性、予算の積算根拠、交付対象の選択基準について、順次述べていく。

2. 沖縄振興特定事業推進費をめぐる動向

(1) 経緯

推進費は、平成 31 年度沖縄振興予算における新規事業として予算計上されたものではあるが、平成 30 年 9 月の概算要求段階における事業としては含まれておらず、同年 12 月に同予算案が閣議決定される段階において新たに盛り込まれたものである。

このような形で推進費が計上された経緯について、当時の宮腰内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策担当) は、ソフト交付金では十分に対応できていない事業があり、沖縄県内の市町村や自民党沖縄振興調査会での議論、地元要請等も踏まえて、新たに設けたとしている²。また、衛藤内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策担当) も、推進費は沖縄県内の市町村からの意見を聴く中で市町村向けの補助金の一つとして設けてきたものであり、市町村の自主性を重視すべきと考えている旨を述べている³。

一括交付金が現行の沖振法の制定過程や平成 24 年度沖縄振興予算の編成過程において沖縄県を含めた地元の要望を踏まえて盛り込まれたのに対して、推進費は沖縄県の市町村等の要望が強調されつつも、国の主導によって設けられたものとの見方もなされている⁴。

(2) 事業の概要

一括交付金が沖振法の規定に基づく法律補助となっているのに対して、推進費は、同法の基本理念に基づく予算補助となっている。この推進費の趣旨・目的について、内閣府は、ソフト交付金が県及び市町村における事業を計画的・継続的に実施するための財源として、客観基準に基づき、毎年度県及び市町村に対して安定的に配分されるものであることから、県と比較して相対的に財政規模の小さい市町村において多様な地域課題・政策課題への迅速・柔軟な対応が困難なケースもあり得るとした上で、推進費は、そうしたケースに備えて事業を機動的に推進するための財源として、ソフト交付金を補完し、主に臨機応変な財源捻出が困難な市町村に配分されるものと説明している⁵。

そのため、推進費の補助対象者は、①市町村及び②市町村と密接に連携して取り組む民間事業者とされており、その具体的な運用については「沖縄振興特定事業推進費市町村補

² 内閣府「宮腰内閣府特命担当大臣記者会見要旨 平成 30 年 12 月 21 日」〈https://www.cao.go.jp/minister/1810_m_miyakoshi/kaiken/2018/1221kaiken.html〉 (以下、最終アクセスは全て令 2.4.30)

³ 第 200 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第 3 号 (令元.11.27) 14 頁

⁴ 『沖縄タイムス』(2019.9.8)

⁵ 内閣府「沖縄振興特定事業推進費の概要」〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/gaiyou.pdf>〉

助金交付要綱（平成 31 年 3 月 27 日 府政沖第 63 号）⁶」（以下「市町村要綱」という。）及び「沖縄振興特定事業推進費民間補助金交付要綱（平成 31 年 3 月 27 日 府政沖第 64 号）⁷」（以下「民間要綱」という。）において、それぞれ定められている。

ア 市町村⁸を対象とする場合

市町村を対象とする場合、補助対象事業は、ソフト交付金の対象事業であって、①機動性要件（多様な地域課題・政策課題に対応するため迅速・柔軟に対応する必要がある事業等）と同時に、②先導性要件（他の市町村にも広げていくことが望ましい事業）又は広域性要件（事業の効果が当該市町村にとどまらず広域に及ぶと見込まれる事業）のいずれかを満たすものとされている。ただし、従前の拠点返還地跡地利用推進交付金の対象となっていた事業⁹及び前年度に採択され次年度以降も継続する事業については、①の要件は課されておらず、②の要件を満たすものが対象とされている（市町村要綱第 4 条第 1 号ただし書及び附則第 2 条）¹⁰。

その上で、内閣府は、推進費補助金の採択基準をステップ 1（補完性要件）、ステップ 2（機動性要件）及びステップ 3（先導性要件又は広域性要件）という 3 段階で整理している（図表 1）。

上記のうち、特に補完性要件及び機動性要件を市町村要綱に沿って整理すると、まず補完性要件については、補助対象事業が沖縄振興に資する事業等であって、沖縄の自立・戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に起因するもの（ただし、ソフト事業に限る。）とした上で、職員人件費等の通常経費や別途国の負担又は補助のある事業については原則として除くものと規定されている（市町村要綱第 4 条第 1 号（1））。

また、機動性要件については、沖縄の直面する課題に迅速、柔軟に対応するための事業等であって、沖振法第 105 条の 2 第 1 項に規定する沖縄振興交付金事業計画（沖縄県が作成する一括交付金の事業計画）に記載されたことのないものであり、かつ「沖縄振興特別推進市町村交付金特別枠配分実施要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）」に基づき申請

⁶ 内閣府「沖縄振興特定事業推進費市町村補助金交付要綱」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/r1_youkou1.pdf〉

⁷ 内閣府「沖縄振興特定事業推進費民間補助金交付要綱」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/r1_youkou2.pdf〉

⁸ なお、市町村要綱では、交付の対象として、地方自治法第 284 条第 2 項に規定する一部事務組合のうち、当該市町村のみで構成するものも含まれており（第 3 条）、後述するとおり、令和元年度においては、北部広域市町村圏事務組合も交付の対象となっている。

⁹ 拠点返還地跡地利用推進交付金は、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（跡地利用特措法）第 26 条及び第 27 条に基づいて、拠点返還地の跡地利用を推進するために地元市町村が実施する事業を支援する目的で平成 28 年度に創設された。しかし、拠点返還地の指定は「キャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区の区域（平成 26 年 1 月指定）」のみにとどまっており、同交付金の交付対象も宜野湾市のみとなっていたことから、予算として「駐留軍用地跡地利用推進に必要な経費」の枠内で 10 億円が毎年度計上されていたものの、実際の交付額は平成 28 年度には 3 億円、同 29 年度には 1 億 7,200 万円、同 30 年度には 1 億 6,300 万円に留まっており、平成 31 年度予算において推進費を新規事業として計上する際に、同交付金の対象事業は推進費の枠内で計上されることとなった。（内閣府「行政事業レビューシート（駐留軍用地跡地利用推進に必要な経費）」のうち、平成 31 年度〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/r1/30008100_naikakufu.pdf〉、同 30 年度〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/h30/s29007500_naikakufu.pdf〉及び同 29 年度〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/h29/s28007300_naikakufu.pdf〉を参照）

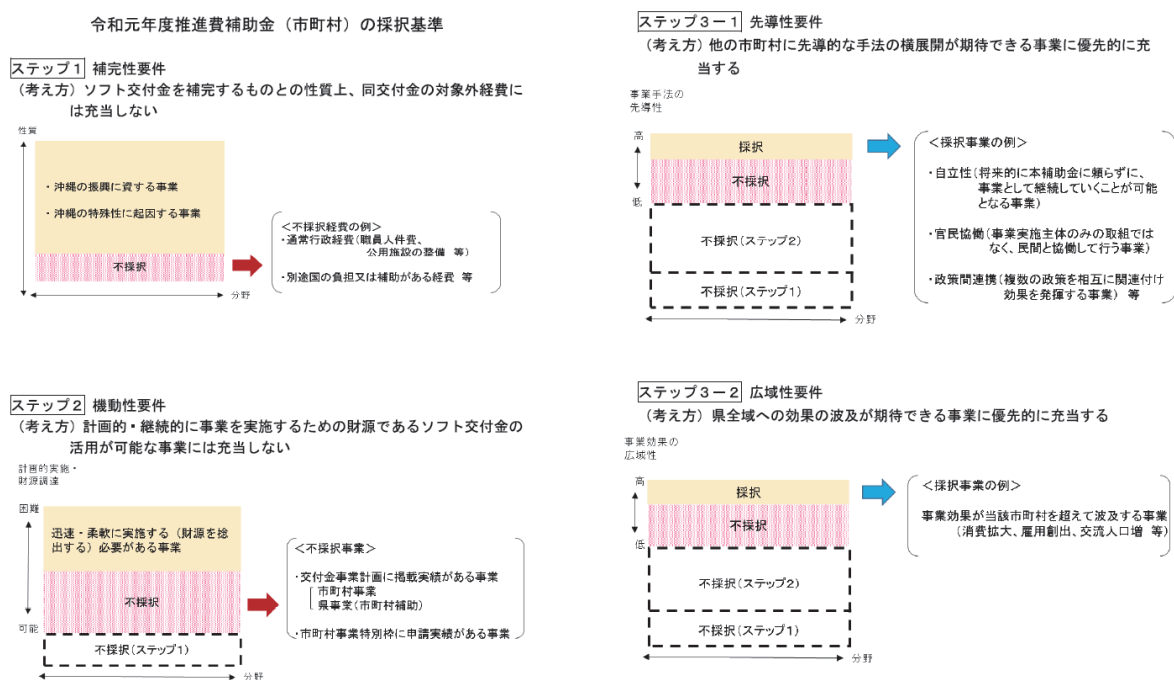
¹⁰ 前掲注 5

されたことがないものと規定されており（市町村要綱第4条第1号（2））、過去にソフト交付金として実績のある事業若しくはソフト交付金の市町村事業特別枠（3.（3）参照）に申請実績のある事業は不採択となる仕組みとなっている¹¹。

したがって、補完性要件の下では、ソフト交付金の対象となり得る事業が推進費の対象とされる一方、機動性要件の下では、ソフト交付金の対象となってきた事業等の多くが推進費の対象から外されることになっている。

なお、推進費による補助率については10分の8以内とされており（市町村要綱第4条第3号）、その交付は沖縄県を介さず、国が直接行うものとされている¹²。

図表1 令和元年度推進費補助金（市町村）の採択基準



(出所) 内閣府ウェブサイト (https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/r1_saitakul.pdf)

(最終アクセスは令 2. 4. 30)

イ 民間事業者を対象とする場合

民間事業者を対象とする場合について、補助対象事業は、ソフト交付金の対象事業であって、①機動性要件と同時に、②先導性要件又は広域性要件を満たすものとされているが¹³、前年度に採択され次年度以降も継続案件となる事業については、①の要件は課されておらず、②の要件を満たすものが対象とされている（民間要綱第4条第1号ただし書）。

¹¹ 市町村要綱では、交付の目的自体において、対象事業から一括交付金の事業計画に記載しうる事業等は除くとしている（第2条）。

¹² 前掲注 5

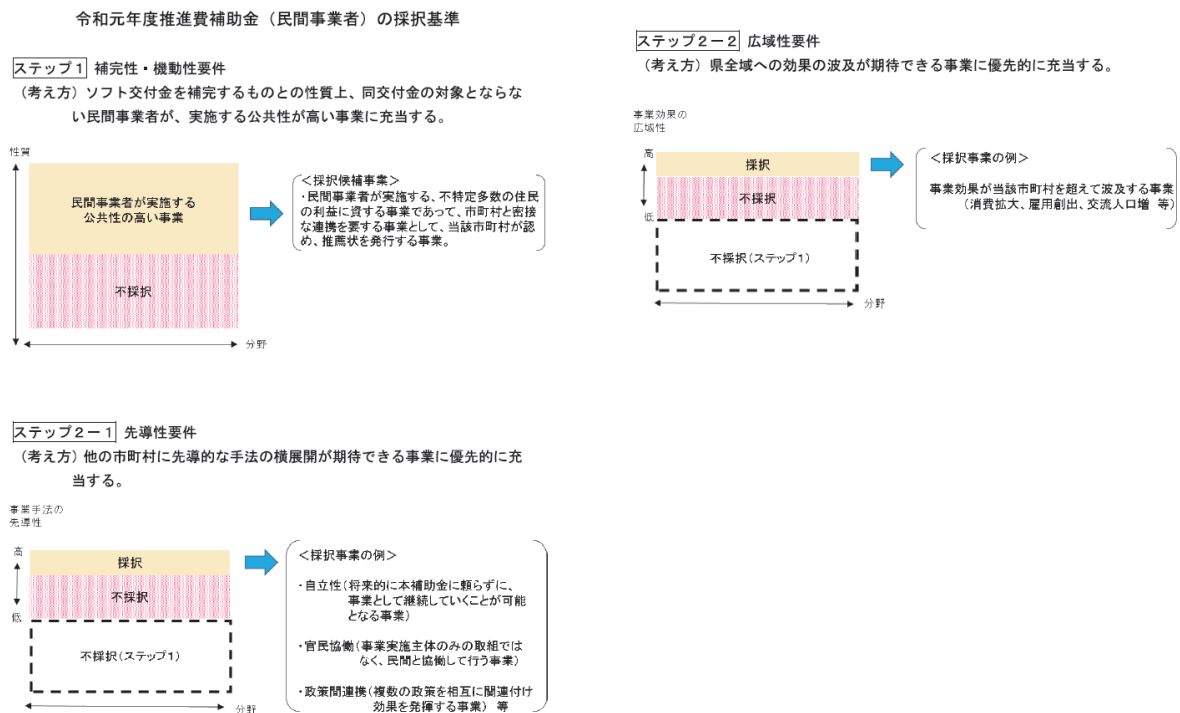
¹³ 前掲注 5

その上で、内閣府は、推進費補助金の採択基準をステップ1（補完性・機動性要件）及びステップ2（先導性要件又は広域性要件）という2段階で整理している（図表2）。

それらを民間要綱に沿って整理すると、補完性要件・機動性要件については、沖縄振興に資する事業等であって、沖縄の自立・戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に起因するもの（ただし、ソフト事業に限る。）であり、市町村と密接に連携する民間事業者が実施する沖縄の直面する課題に迅速、柔軟に対応するための事業等であって、公共の利益に資するものとし、いずれについても沖縄県内の市町村長が認定するものとしている（民間要綱第4条第1号（1））¹⁴。その上で、先導性要件・広域性要件については、他の市町村に手法の横展開が図られると認められる事業等又は他の市町村に効果が及ぶと認められる事業等と規定している（民間要綱第4条第1号（2））。なお、民間要綱上は明示的には規定されていないものの、内閣府は、それらの要件の下で、ソフト交付金の対象とならない民間事業者が実施する事業が対象になるとしている（図表2）。

また、市町村に対する補助と同様、推進費による補助率については10分の8以内とされており（民間要綱第4条第3号）、その交付は沖縄県を介さず、国が直接行うものとされている¹⁵。

図表2 令和元年度推進費補助金（民間事業者）の採択基準



(出所) 内閣府ウェブサイト (https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/r1_saitaku2.pdf)
 (最終アクセスは令 2. 4. 30)

¹⁴ この点について、民間事業者が補助金の交付を申請する際には、市町村長が発行する認定証明書及び認定書を提出することが求められている（民間要綱第5条）。

¹⁵ 前掲注5

(3) 予算の動向

推進費に係る予算としては、平成 31 年度沖縄振興予算（当初）において新規事業として 30 億円が計上された後¹⁶、令和元年度補正予算においても令和元年 10 月に発生した首里城火災に伴う観光への影響を緩和するため、迅速・柔軟に実施する必要がある地元ニーズに応じた市町村等の取組を支援するべく 5 億円が計上されている¹⁷。また、令和 2 年度沖縄振興予算（当初）においては前年度比 25 億円増となる 55 億円が¹⁸、さらに令和 2 年度補正予算においても新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費のうち「次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復」及び「強靱な経済構造の構築」に係る施策の一環として 10 億円が¹⁹、それぞれ計上されている。

(4) 交付決定の状況

推進費補助金の交付決定の状況について、平成 31・令和元年度においては、内閣府は、平成 31 年 4 月 1 日に旧拠点返還地跡地利用推進交付金事業及び民間補助金事業（9 事業）に対して 1.9 億円の交付を決定した後、令和元年 6 月 28 日に市町村補助金事業（沖縄市の沖縄アリーナ整備事業²⁰）に対して 21.6 億円、同年 9 月 27 日に市町村補助金事業及び民間補助金事業（3 事業）に対して 3.8 億円、令和 2 年 2 月 7 日に市町村補助金事業及び民間補助金事業（17 事業）に対して 6.6 億円、同年 2 月 28 日に市町村補助金事業（1 事業）に対して 800 万円の交付をそれぞれ決定している²¹（図表 3）。

また、令和 2 年度（令和 2 年 4 月末時点）においては、内閣府は、前年度からの継続案件である市町村補助金事業及び民間補助金事業並びに旧拠点返還地跡地利用推進交付金事業（11 事業）に対して 6.2 億円の交付を決定している²²（図表 3）。

¹⁶ 内閣府「令和元年度沖縄振興予算について」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2019/h31_yosan.pdf〉

¹⁷ 内閣府「令和元年度補正予算(案)の概要」〈https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h31/yosan_r1_hosei.pdf〉

¹⁸ 内閣府「令和 2 年度沖縄振興予算について」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2019/r2_yosan.pdf〉

¹⁹ 内閣府「令和 2 年度補正予算(案)の概要」〈https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r02/yosan_r2_hosei.pdf〉

²⁰ 沖縄市のアリーナ事業に対しては、平成 29 年度から防衛省の再編推進事業補助金が交付されている。この点に関し、同補助金と推進費との間の整理として、内閣府は、観客席、大型ビジョン等の観覧機能という観光振興に寄与する部分については、沖縄市が当初予算提出時に見込んでいた財源を確保できないことが明らかになり、現行計画どおりに整備を進められるよう迅速に財源を捻出する必要が生じたことから機動性要件を満たすとともに、観光振興への影響が沖縄市のみならず、中部、東部と東海岸地域一体に及ぶと見込まれることから広域性要件を満たしており、推進費の対象にしたとしている。（第 200 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第 3 号（令元. 11. 27）14 頁）

²¹ 内閣府「平成 31 年度沖縄振興特定事業推進費補助金の交付決定について」、同「令和元年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第 2 回交付決定について」、同「令和元年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第 3 回交付決定について」、同「令和元年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第 4 回交付決定について」及び同「令和元年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第 5 回交付決定について」〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/index.html>〉

²² 内閣府「令和 2 年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第 1 回交付決定について」〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2020/0401-r2suishin.pdf>〉

図表3 沖縄振興特定事業推進費補助金の交付決定対象事業一覧及び
事業者別交付決定額（令和2年4月末現在）

年度	交付決定日	事業者（認定市町村）	事業名	交付決定額 （百万円）	
平成31/ 令和元年度	平成31年4月1日	宜野湾市	旧拠点返還地跡地利用推進交付金事業（7事業）	70	
		民間事業者 （那覇市、宜野湾市、大宜味村）	鳥ぜんぶでおーきな祭関連イベント	85	
		民間事業者（名護市）	コワーキングスペース「あけみお」構築事業	40	
	令和元年6月28日	沖縄市	沖縄アリーナ整備事業	2,162	
	令和元年9月27日	那覇市	沖縄の食の魅力発信拠点整備事業	340	
		宜野湾市	宜野湾市西海岸地域音楽活性化等推進事業	9	
		民間事業者（北中城村）	おきなわ産パニラビーンズ生産体制整備事業	25	
	令和2年2月7日	浦添市	「古琉球・近世琉球」周遊促進事業	13	
		那覇市		5	
		民間事業者 （那覇市ほか9市町村）	「古琉球」関連施設整備事業	82	
		民間事業者 （那覇市ほか9市町村）		82	
		浦添市	「古琉球」関連施設整備事業	23	
		那覇市	「古琉球」関連施設整備事業	7	
		那覇市	「近世琉球」関連施設整備事業	5	
		沖縄市	「おきなわの歴史・文化体験」周遊促進事業	15	
		沖縄市	「おきなわの歴史・文化体験」関連施設整備事業	73	
		うるま市	「おきなわの歴史・文化体験」関連施設整備事業	332	
		北部広域市町村圏事務組合	「やんばるの歴史・文化・自然」周遊促進事業	5	
		名護市	「やんばるの歴史・文化」関連施設整備事業	6	
		今帰仁村	「やんばるの歴史・文化」関連施設整備事業	4	
		伊江村	「やんばるの歴史・文化」関連施設整備事業	1	
		名護市	「やんばるの自然」関連施設整備事業	4	
		国頭村	「やんばるの自然」関連施設整備事業	4	
		恩納村	「やんばるの自然」関連施設整備事業	2	
	令和2年2月28日	八重瀬町	八重瀬町スポーツ観光交流施設整備事業	8	
	令和2年度	令和2年4月1日	宜野湾市	旧拠点返還地跡地利用推進交付金事業（5事業）	110
			宜野湾市	宜野湾市西海岸地域音楽活性化等推進事業【継続】	162
那覇市			沖縄の食の魅力発信拠点整備事業【継続】	126	
八重瀬町			八重瀬町スポーツ観光交流施設整備事業【継続】	82	
那覇市			「近世琉球」関連施設整備事業【継続】	7	
民間事業者			「鳥ぜんぶでおーきな祭」関連事業【継続】	94	
民間事業者			おきなわ産パニラビーンズ生産体制整備事業【継続】	44	

（単位：百万円）

年度 事業者	平成31/ 令和元	令和2	各年度合計 （事業者別）
市町村	3,088	487	3,575
民間事業者	314	138	452
全事業者合計 （年度別）	3,402	625	

合計（全事業者・各年度）	4,027
--------------	-------

（出所）内閣府資料（推進費補助金の交付決定に関するプレスリリース）を基に作成

3. 沖縄振興特定事業推進費をめぐる論点

(1) 沖縄振興特別措置法との整合性

推進費は、先述 2.(2) のとおり、沖振法に基づく制度ではなく、あくまで沖振法の基本理念に基づく予算措置となっている。この沖振法の基本理念に関しては、平成 24 年の沖振法改正において、沖縄振興の柱となる沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更することや一括交付金の創設など、沖縄の自主性を最大限に尊重するとともに、税制・財政面を中心とした国の支援措置の拡充が図られており²³、従前よりも沖縄振興における沖縄県自身の役割に重点が置かれている。

そこで、県が主体的に計画を取りまとめて事業を行う一括交付金の減額を続ける一方で、県を介さずに国が市町村等に直接補助を行う推進費の拡充を進める政府の施策に対しては、沖振法の理念とは真逆の対応であるとの指摘や、推進費が県と市町村の間に分断を持ち込む懸念があるとの指摘、市町村の要望に対してソフト交付金の増額や一括交付金の在り方や仕組みを再考することで対応すべきとの指摘、推進費は予算補助であり安定的な制度ではなく、その執行の在り方をチェックする制度的な仕組みも欠如しているとの指摘等がなされている²⁴。

こうした指摘に対して、政府は、一括交付金については必要な経費を計上しており、その上で、市町村の希望を踏まえつつソフト交付金を補完するものとして推進費を充てている等の説明を行っている²⁵。

(2) 予算の積算根拠

平成 31 年度沖縄振興予算（当初）において、推進費として計上された 30 億円の積算根拠について、内閣府は、平成 30 年度ソフト交付金の市町村事業特別枠に申請があった事業のうち、推進費の交付対象事業と同様に先導性又は広域性を有すると認められる事業が約 30 億円であったこと等を勘案したものである²⁶。

また、令和 2 年度沖縄振興予算（当初）において、55 億円が計上された積算根拠について、内閣府は、令和元年度からの継続事業分として 25 億円、令和 2 年度の新規事業分として令和元年度と同額を確保するということで 30 億円と説明している。とりわけ、新規事業分の積算根拠について、内閣府は、推進費が一定の厳格な積み上げには馴染まない一定の枠的な予算であり、事業が特定されていないとした上で、令和元年 11 月時点で 27.3 億円が交付決定されており、その額に見合う形で予算に基づく補助金を用意するとの考え方を示している²⁷。

推進費は、その趣旨において機動的な財源の確保を主眼としつつも、先述 2.(2) のと

²³ 松本英樹「沖縄復帰 40 年・沖縄振興は新時代へ ―沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律の成立―」『立法と調査』No. 331 (2012.8)

²⁴ 第 201 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 4 号（令 2.3.19）4、5、12 頁、第 200 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 3 号（令元.11.27）14、18 頁

²⁵ 第 201 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 4 号（令 2.3.19）5 頁

²⁶ 第 198 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 3 号（平 31.3.19）8 頁

²⁷ 第 200 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 3 号（令元.11.27）12、13 頁

おり、機動性要件を適用しないという形で前年度からの継続案件の存在を前提としていることから、こうした積算根拠の考え方の中では、前年度からの継続案件分の予算が積み重なることになり、推進費に係る予算が拡充されていく可能性も指摘されている²⁸。

他方、一括交付金の積算根拠について、内閣府は、過去の予算編成では不用額や繰越額の多さを理由として減額を続け、また、令和2年度予算編成においても、令和元年度の新規及び継続事業費に過去3年の新規及び継続事業の伸び率の平均を掛けて積算している²⁹。こうした積算根拠の在り方に対しては、一括交付金の減額が続く中では減額から抜け出すことができない仕掛けになっているとの指摘もなされている³⁰。

一括交付金の積算根拠については、沖振法や一括交付金に関する要綱等において具体的な基準がないことから、その時々々の政治情勢に左右される余地も大きく、毎年度の積算根拠は必ずしも一貫したものとはなっていない³¹。同様に、推進費の積算根拠についても、要綱では具体的な基準がなく、さらに推進費が一括交付金のような法律補助ではなく予算補助であることから、その時々々の政治的・政策的な判断に左右される余地は一括交付金よりも大きいものとなっているものの、一括交付金と推進費をめぐる予算の状況は対照的なものとなっている（図表4）。

図表4 沖縄振興特定事業推進費と沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）に係る予算（令和元年度・令和2年度）の比較

	沖縄振興特定事業推進費 (億円)	前年度比	沖縄振興予算全体 に占める割合(当 初ベース)	沖縄振興特別推進交付金 (ソフト交付金) (億円)	前年度比	沖縄振興予算全体 に占める割合(当 初ベース)
令和元年度(当初)	30	新規	0.997%	561	92%	18.638%
令和元年度(補正)	5	-	-	-	-	-
令和2年度(当初)	55	183%	1.827%	522	93%	17.342%
令和2年度(補正)	10	-	-	-	-	-

(出所) 内閣府資料を基に作成

(3) 交付対象の選択基準

推進費の交付対象に係る選択基準としては、先述2.(2)のとおり、市町村が対象となる場合には、補完性要件、機動性要件、先導性要件又は広域性要件が示されている一方、後述するソフト交付金のような一定の基準に基づいて、市町村間に公平に分配するような基準や仕組みは設けられていない。

そこで、これまでに交付決定がなされた市町村補助金事業を圏域別・市町村別で整理すると(図表5)、沖縄県内の41市町村のうち、交付対象となっているのは11市町村(北部広域市町村圏事務組合を除く)に限られており、特に宮古圏域や八重山圏域といった離島地域に対して推進費の交付は行われていない。

²⁸ 第200回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第3号(令元.11.27)14頁

²⁹ 武元英輝「令和2年度沖縄・北方関係予算」『立法と調査』No.420(2020.2)

³⁰ 『沖縄タイムス』(2019.12.22)、『琉球新報』(2019.12.22)

³¹ 拙稿「沖縄振興一括交付金の現状と論点」『立法と調査』No.417(2019.11)

さらに、交付対象となった11市町村間でも交付決定額では大きな差があり、令和元年度における交付決定額は、沖縄市が22.5億円、那覇市が3.57億円となっているのに対して、恩納村が200万円、伊江村が100万円となっている。また、圏域別の交付決定額でも大きな差があり、まず沖縄市を含む中部圏域が26.6億円と大半を占め、次いで那覇市を含む南部圏域が4億円となっている一方、北部圏域は2,600万円となっている。

図表5 市町村補助金事業の市町村別交付決定額一覧（令和2年4月末現在）

（単位：百万円）

圏域	事業者	平成31/ 令和元	令和2	各年度合計 (市町村別)
南部圏域	那覇市	357	133	490
	浦添市	36	0	36
	八重瀬町	8	82	90
中部圏域	宜野湾市	79	272	351
	※旧拠点返還地跡地利用推進 交付金事業を除いた交付額	9	162	171
	沖縄市	2,250	0	2,250
	うるま市	332	0	332
北部圏域	名護市	10	0	10
	今帰仁村	4	0	4
	伊江村	1	0	1
	国頭村	4	0	4
	恩納村	2	0	2
	北部広域市町村圏事務組合	5	0	5
全市町村合計（年度別）		3,088	487	3,575
※旧拠点返還地跡地利用推進交付金事業 を除いた交付額		3,018	377	3,395
一南部圏域		401	215	616
一中部圏域		2,661	272	2,933
※旧拠点返還地跡地利用推進交付金事業 を除いた交付額		2,591	162	2,753
一北部圏域		26	0	26

（出所）内閣府資料（推進費補助金の交付決定に関するプレスリリース）を基に作成

これらの点について、離島地域については、その地理的特性上、広域性要件を満たすのが困難であることも考えられるほか、推進費とは別に平成29年度から実施されている「沖縄離島活性化推進事業³²」による補助金交付の対象となっており、該当する市町村のソフト事業の実施に当たっては、同補助金が活用されていることが大きいと考えられる。また、

³² 同事業は、沖縄の離島を含む18市町村が実施する、沖縄の離島市町村の持続可能な社会の形成に向けた先導的な事業に対する補助（補助率10分の8）を行うものであり、平成29年度は10.8億円、平成30年度は11.5億円、令和元年度は12.0億円が同事業に係る予算として計上されている。（内閣府「沖縄離島活性化推進事業」〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/tyurasima/gaiyou.pdf>〉）

北部圏域についても、県土の均衡ある発展を図る観点から、北部地域における連携促進と自立的発展の条件整備として、産業の振興や定住条件の整備などに資する振興事業（北部振興事業）が実施されており³³、当該地域におけるソフト事業についても、まずは北部振興事業の下で実施されていることが大きいと考えられる。しかし、いずれにせよ、推進費の交付状況に限って見た場合には、これまでのところ、中部圏域や南部圏域を中心に一部の市町村への交付が集中している状況にある。

他方で、ソフト交付金については、まず、沖縄県知事及び沖縄県内 41 市町村長の出席の下で開催される「沖縄振興会議」において、県と市町村間の配分についての協議が行われ、続いて開催される「沖縄振興市町村協議会」において、市町村間の配分についての協議が行われることとなっている。このうち、県と市町村間の配分については、始めに 5 : 3 の割合で算出した上で、近年のソフト交付金減額の影響を県側がより負担する形で調整が行われることで、概ね 4 : 3 の割合で配分されており³⁴、令和 2 年度のソフト交付金 522 億円についても、県分が 292 億円、市町村分が 230 億円で配分されている³⁵。

その上で、市町村間の配分については、まず基本枠と特別枠に配分された上で、基本枠については均等割として各市町村に 1 億円が割り当てられるとともに、残りは各種指標³⁶に基づき市町村に割り当てられ、特別枠については沖縄振興特別推進市町村交付金特別枠配分実施要綱に基づき審査、採択されている。令和 2 年度のソフト交付金（市町村分）230 億円についても、この考え方に沿って、基本枠として 185 億円、特別枠として 45 億円が配分されている（図表 6）³⁷。

図表 6 令和 2 年度基本枠配分表（抜粋）

（単位：億円）

	均等割(A)	基本指標(85%)		配慮指標(15%)					基本指標+配慮指標(B)		基本枠配分額(C)=(A)+(B)	
		人口(95%)	面積(5%)	財政力加算(60%)	離島等加算(15%)	人口減少加算(15%)	高齢者人口加算(5%)	年少人口加算(5%)	配分額	割合	配分額	割合
		配分額	割合	割合	割合	割合	割合	割合				
都市計	11.0	77.4%	42.8%	17.9%	12.3%	2.2%	23.3%	28.8%	96.03	66.7%	107.03	57.9%
町村計	30.0	22.6%	57.2%	82.1%	87.7%	97.8%	76.7%	71.2%	47.97	33.3%	77.97	42.1%
市町村計	41.0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	144	100.0%	185.00	100.0%

（出所）「令和 2 年度基本枠配分表（案）」（「自治おきなわ」No. 456（2020 年 4 月号））を基に作成

³³ 北部振興事業のうち、ソフト事業を対象とする沖縄北部連携促進特別振興事業費については、平成 24～25 年度は各 25 億円、平成 26～30 年度は各 25.7 億円、令和元～2 年度は各 34.5 億円が計上されている。

³⁴ 前掲注 31

³⁵ 沖縄県市町村会「自治おきなわ」No. 456（2020 年 4 月号）18、19 頁

³⁶ 基本枠の均等割を除く分については、基本指標（人口、面積）及び配慮指標（財政力加算、離島等加算、人口減少加算、高齢者人口加算、年少人口加算）に基づいて各市町村に割当てが行われるが、基本指標と配慮指標を合わせた指標全体で各指標が考慮される割合を見ると、人口 80.75%、面積 4.75%、財政力加算 9.00%、離島等加算 2.25%、人口減少加算 2.25%、高齢者人口加算 0.75%、年少人口加算 0.75%となっており、約 8 割が人口に基づく割当てとなっている。

³⁷ 前掲注 35、20～22 頁

また、令和元年度のソフト交付金（市町村分）³⁸について、その基本枠の市町村別の配分額及び割合（図表7-1）や、特別枠に基づく事業及び年度内の執行状況等を踏まえた変更を反映した市町村別の交付額及び割合（図表7-2）を見ると、ソフト交付金（市町村分）全体においても、市町村によっては若干の増減はあるものの、おおむね基本枠における割合に近い形で交付が行われている。

図表7-1 令和元年度ソフト交付金（市町村分）基本枠の市町村別配分額及び割合

（単位：億円）

市町村名	交付額	割合	市町村名	交付額	割合	市町村名	交付額	割合	市町村名	交付額	割合
那覇市	27.48	14.7%	国頭村	2.64	1.4%	北谷町	3.48	1.9%	北大東村	1.91	1.0%
宜野湾市	9.11	4.9%	大宜味村	2.06	1.1%	北中城村	2.52	1.3%	伊平屋村	2.24	1.2%
石垣市	6.07	3.2%	東村	1.99	1.1%	中城村	2.80	1.5%	伊是名村	2.14	1.1%
浦添市	10.57	5.7%	今帰仁村	2.41	1.3%	西原町	4.03	2.2%	久米島町	2.79	1.5%
名護市	6.97	3.7%	本部町	2.85	1.5%	与那原町	2.85	1.5%	八重瀬町	3.80	2.0%
糸満市	6.26	3.3%	恩納村	2.19	1.2%	南風原町	4.26	2.3%	多良間村	2.12	1.1%
沖縄市	12.75	6.8%	宜野座村	2.04	1.1%	渡嘉敷村	1.98	1.1%	竹富町	3.24	1.7%
豊見城市	6.23	3.3%	金武町	2.51	1.3%	座間味村	2.24	1.2%	与那国町	1.95	1.0%
うるま市	11.34	6.1%	伊江村	2.42	1.3%	粟国村	2.14	1.1%	合計	187.0	100%
宮古島市	6.53	3.5%	読谷村	4.51	2.4%	渡名喜村	2.11	1.1%			
南城市	5.07	2.7%	嘉手納町	2.34	1.3%	南大東村	2.06	1.1%			

（出所）「平成31年度基本枠配分表」（「自治おきなわ」No.452（2019年4月号））を基に作成

図表7-2 令和元年度ソフト交付金（市町村分）の市町村別交付額及び割合

（単位：億円）

市町村名	交付額	割合	市町村名	交付額	割合	市町村名	交付額	割合	市町村名	交付額	割合
那覇市	36.59	15.2%	国頭村	2.20	0.9%	北谷町	3.55	1.5%	北大東村	4.83	2.0%
宜野湾市	8.26	3.4%	大宜味村	4.37	1.8%	北中城村	3.62	1.5%	伊平屋村	4.10	1.7%
石垣市	7.53	3.1%	東村	2.12	0.9%	中城村	3.14	1.3%	伊是名村	2.06	0.9%
浦添市	11.87	4.9%	今帰仁村	2.52	1.1%	西原町	6.72	2.8%	久米島町	9.32	3.9%
名護市	6.82	2.8%	本部町	2.56	1.1%	与那原町	2.76	1.2%	八重瀬町	3.95	1.6%
糸満市	12.93	5.4%	恩納村	7.26	3.0%	南風原町	2.01	0.8%	多良間村	2.28	1.0%
沖縄市	13.96	5.8%	宜野座村	2.04	0.9%	渡嘉敷村	0.79	0.3%	竹富町	8.39	3.5%
豊見城市	5.35	2.2%	金武町	2.64	1.1%	座間味村	3.37	1.4%	与那国町	1.92	0.8%
うるま市	16.78	7.0%	伊江村	2.72	1.1%	粟国村	3.97	1.7%	合計	240.0	100%
宮古島市	8.34	3.5%	読谷村	4.46	1.9%	渡名喜村	1.84	0.8%			
南城市	5.34	2.2%	嘉手納町	2.52	1.1%	南大東村	2.19	0.9%			

（出所）沖縄県「令和元年度 沖縄振興交付金事業計画（沖縄振興特別推進交付金）（変更後）」

（令和2年2月28日）を基に作成

このように、ソフト交付金については、県と市町村間、さらには市町村間において、地域の事情等も考慮した公平なバランスを重視する配分がなされ、その枠内で県若しくは市町村は事業を実施することになっており、実質的には一部の市町村に集中的に交付されて

³⁸ 総額240億円（基本枠187億円、特別枠53億円）

いる推進費の状況とは対照的なものとなっている。

推進費は開始2年目であり、今後の動向に留意する必要があるものの、こうした推進費の交付とソフト交付金の配分をめぐる対照的な状況に関して、推進費は国とのパイプや大型事業を抱える市町村が使いやすいとの指摘がある一方で³⁹、一括交付金は自治体間のバランスを重視するあまり同種の事業が多く、より大きな効果のあるものに集中投下すべきとの指摘もなされている⁴⁰。

4. おわりに

令和元年度沖縄振興予算において設けられた推進費については、沖振法の基本理念に基づく予算補助として、ソフト交付金を補完するものとされているが、その要綱等において同交付金の対象となってきた事業等は対象外となる仕組みとなっている。また、実際の交付決定状況についても、自治体間のバランスを重視した配分がなされているソフト交付金とは対照的に、推進費はこれまでのところ一部の市町村に集中的に交付されており、予算計上の根拠についての考え方も全く異なるものとなっている。

こうした推進費を設けている理由として、政府は市町村の要望を強調しており、実際に一部の自治体は推進費の拡充強化を求めている⁴¹。他方で、ソフト交付金では十分に対応できていない事業の存在もその理由とされていたものの、沖縄振興における一括交付金の成果やより効果的な活用に向けた在り方については、これまで国や県との間で十分に整理・検証されないまま減額が続いている。さらに、沖縄振興予算における国の直轄事業等の比重が高まる中で、推進費や沖縄離島活性化推進事業のように、国が県を介さずに市町村のソフト事業に対して補助を行う仕組みが設けられてきたものの、沖縄振興における一括交付金とそれらの事業との間での役割の整理等も明確にはなされていない状況にある。

沖振法と現行沖縄振興計画の期限である令和3年度末に向けて、これまでの沖縄振興施策についての検証が進められる中で、こうした推進費をめぐる状況は、一括交付金が沖縄振興の中で果たしてきた役割を冷静に議論・検証していく必要性を一層高めている。その上で、推進費についても、その役割や必要性、ソフト事業の支援における一括交付金（ソフト交付金）との間の役割分担を整理していくこと等が、今後のあるべき沖縄振興について考えていく際には必要なことと考えられる。

(ふじう しょうじ)

³⁹ 『沖縄タイムス』(2019.9.8)

⁴⁰ 『琉球新報』(2019.12.23)

⁴¹ 『沖縄タイムス』(2019.9.4)